

より良い市民サービスを目指して「まちづくり特例市」

【まちづくり特例市】

今年の4月から、笠間市が「まちづくり特例市」の指定を受け、サービスをスタートしました。

「まちづくり特例市」は、人口10万人以上の市を対象に、市民サービスの向上を図るために茨城県の権限を移譲する制度です。

土地利用の許可や福祉に関する権限が市に移譲されることによって、様々な窓口手続の時間が短縮されるほか、市が自立的・自主的にまちづくりに取り組むことができるというメリットがあります。通常は人口が10万人以上の指定要件がありますが、合併した新市については、人口が5万人以上で指定を受けることができます。

笠間市は、5万人以上の市として石岡市、常総市、神栖市に次いで4番目の指定となりました。

【笠間市が権限移譲を受ける内容】

平成20年度から権限移譲を受けた内容は、以下のとおりです。

○個性豊かなまちづくり分野

法令	事務権限	担当課・問合せ
都市再開発法	市街地再開発促進区域内における建築物の建築許可等12事務	都市計画課 内586
茨城県風致地区内における建築行為等の規制に関する条例	風致地区内における行為の許可等7事務	
都市計画法	都市計画施設内の建築の許可 都市計画事業地内の建築の許可	
租税特別措置法	優良宅地造成の認定	

○住みよいくらしづくり分野

法令	事務権限	担当課・問合せ
家庭用品品質表示法	販売事業者に対する立入検査等5事務	消費生活センター Tel 0296-77-1313
消費生活用製品安全法	販売事業者に対する立入検査等4事務	
児童福祉法	認可外保育施設に対する立入検査等2事務	子ども福祉課 内162

○活力ある産業づくり分野

法令	事務権限	担当課・問合せ
計量法	各種計量器類の立入検査等3事務	商工観光課 内516
商工会法	商工会の設立の認可等16事務	
電気用品安全法	販売事業者に対する立入検査等4事務	
火薬類取締法	火薬類の譲渡者、譲受者に対する許可等30事務	
水道法	簡易専用水道の給水停止命令	水道課 Tel 0296-77-8196
茨城県安全な飲料水の確保に関する条例	小簡易専用水道の給水停止命令	

農機事故に注意しましょう

春の農作業が本格化するこの時期、毎年全国で、農作業における事故が多発しています。

作業の前に必ず機械を点検し、操作方法を正しく守って使用しましょう。

【トラクターの場合】

- ☆取扱い説明書により、
 - ①機械の周りを回って点検
 - ②ボンネットを開けて点検
 - ③運転席に座って点検(特に左右ブレーキの連結)
 - ④メーンスイッチを入れて点検
 - ⑤エンジンをかけて点検
- ☆走行中、作業中の事故が特に多いので、
 - ①安全フレームの設置
 - ②耕作地に上がり降りする時のギア操作に注意してください。

問 農政課(内525)

友部駅北口自転車駐車場(有料)利用開始のお知らせ

4月1日から友部駅北口自転車駐車場(有料)が利用できるようになりました。利用をご希望の方は、下記へお申し込みください。なお、仮設駐輪場は4月30日で閉鎖となります。

【利用案内】

利用台数・料金	1ヶ月	1日
自転車 (90台)	1,500円	100円
原付自転車 (10台)	2,000円	150円

申・問 市民活動課(内線134・135)

「精神保健相談」のお知らせ

実施日 毎月第1・第3金曜日 ※要予約
(第3金曜日は主に認知症等について)

相談時間 午後1時~3時 ◇秘密厳守

会場 茨城県水戸保健所(水戸市笠原町)

内容 こころの悩みや病気に関すること、高齢者の精神疾患等について

申・問 茨城県水戸保健所 Tel029-241-0571

憲法週間 5月1日~7日

5月3日の憲法記念日を中心に、5月1日から7日までの1週間を憲法週間とし、関係機関では人権尊重思想の普及高揚に努めています。

基本的人権の尊重は日本国憲法の重要な柱の一つであり、すべての人の人権が尊重される社会が実現されなければなりません。

憲法週間に当たり、身近で起こる差別や偏見について一人ひとりが考え、人権尊重の意識を高め、豊かな人間関係をつくりましょう。

人権問題でお困りのときは、最寄りの法務局の人権相談所又は人権擁護委員までご相談ください。

問 水戸地方法務局 人権擁護課 Tel 029-227-9919

確定申告に間違いがあったら

確定申告書を提出した後で、申告内容に間違いがあることに気づいた方はいませんか? 「税額を多く申告していた」「税額を少なく申告していた」「確定申告を忘れていた」、そんな時は水戸税務署へご相談ください。

問 水戸税務署 Tel 029-231-4214

「母子家庭等自立促進講習会」受講生募集

母子家庭等の自立促進を図るため、講習会を次のとおり開催します。

受講期間 6月29日(日)~11月30日(日)
午前9時30分~午後4時30分
全22日・130時間

会場 県立母子の家 母子福祉センター

対象者 母子家庭の母及び寡婦となり概ね7年以内で、全課程出席できる方
※託児所あり(2歳児未満は対象外)

受講内容 訪問介護員2級課程

受講料 無料。交通費の一部を補助します。(所得制限あり)受講者のボランティア行事用保険料及び細菌検査料は自己負担。

定員 30人(申込多数の場合は母子家庭優先)

申込期限 5月25日(日) ※消印有効

申込方法 子ども福祉課備え付けの申込書に必要な書類を添付し、郵送で次へ。

申・問 〒310-0065 水戸市八幡町11-52
県立母子の家 母子福祉センター
TEL 029-221-8497
FAX 029-221-8618